

(3) 消費者、生産者、事業者の相互理解・信頼関係の確立

ア 消費者、生産者、事業者との交流促進

【現状】 食品の不正表示や指定外添加物の混入、さらには無登録農薬の使用などの事件を契機として、消費者の安全・安心への関心は依然として高いものがあるため、消費者が食品の生産・製造・流通現場の実態を知る機会が必要です。

【課題】 消費者と生産者や事業者がお互いの考え方や役割について理解し合い、信頼関係を構築する必要があります。

【対策】

(ア) 関係者の交流促進

a 生産・製造現場の見学会・交流会の開催（県食の安全・食育推進室、県畜産課、県農業技術課、JA中央会）

食品の生産から流通現場の実態を知り相互の役割等について理解を深めるために、視察や実地体験、意見交換会などを行っていきます。

b 生産者と消費者の交流の促進（県農業技術課）

農村に伝わる知恵・技・経験を豊富に持つ農村高齢者による農作業体験や伝統料理の伝承など、生産者と消費者の交流による体験活動の機会を提供します。

○取り組み内容と関係者の役割

取り組み（事業）	内容	関係者の役割			
		行政	生産者	事業者	消費者
(3) -ア- (ア)		県、市町村	畜産農家、特用林産協会、JA中央会等	県牛乳普及協会、乳業者、県畜産協会	学校関係者、児童・生徒、父兄
a 生産・製造現場の見学会・交流会の開催	児童・生徒・先生等の牧場等への視察の実施	実施の支援	視察の受け入れ	事業の実施、視察の受け入れ	視察への参加
	生産者と消費者のコミュニケーションの促進		シンポジウム、意見交換会の開催		シンポジウム、意見交換会への参加
b 生産者と消費者の交流の促進	生産者と消費者の交流による農作業体験活動機会の提供	事業の実施・支援	消費者との交流		事業への参加

イ 地産地消の推進

【現状】 地元で生産される、より新鮮で安心な農林畜水産物を地元で消費する、いわゆる地産地消は、県民運動として着実な盛り上がりを見せています。また、学校給食においても地元農林畜水産物の使用割合を高めるとともに、「生きた教材」として食育に利用する取り組みが始められています。

【課題】 地産地消をより一層推進するため、普及・啓発活動を充実強化し、地産地消サポーターなどの増加を図っていくとともに、学校給食における地産地消を推進していく必要があります。

【対策】

(ア) 地産地消県民運動の推進

a 地元農林畜水産物の地産地消の推進（県果樹食品流通課、県花き農水産課、県林業振興課、関係団体）

地元で生産した新鮮で信頼できる農産物を県民や観光客等に安心して消費してもらう「やまなし型地産地消」を広く県民運動として推進するため、消費者、生産者、流通・販売事業者及び行政等で構成する地産地消推進会議を開催するとともに、市町村の地産地消の推進を支援していきます。また、消費者等から募集した地産地消サポーターの交流会などを開催し、相互の連携を深めます。

b 生産者と消費者の交流の場の整備促進（県農村振興課）

生産者と消費者の交流の場である、農産物の直売や加工施設、地域情報等を提供する施設や市民農園・体験農園などの施設の整備や活動の促進に対し支援を行っていきます。

c 特用林産需要拡大等の推進（県森林環境総務課、県林業振興課）

野生きのこや山菜などを地域の特産品として育成していくため、森林総合研究所で開発した栽培技術の普及を行うとともに、県内産きのこ・山菜などの普及や生産者と消費者の信頼関係を構築するため、特用林産フェアを開催して行きます。

d 地産地消PR活動の展開（県農政総務課、県果樹食品流通課、県花き農水産課、県林業振興課、県商工総務課、県観光振興課）

「県産食材の日」やふるさと特産品フェア、県産品フェア、県産品愛用キャンペーンなどの様々なイベントを活用し

(3) 消費者、生産者、事業者の相互理解・信頼関係の確立
イ 地産地消の推進

たり、テレビや県政出張講座などいろいろな媒体を通じて地産地消の普及を図ります。

- e NPOや食育ボランティア、自主活動組織との協働（県県民生活課、県健康増進課、県食の安全・食育推進室）（再掲）
連携を図るための情報・意見交換を進めるとともに、主体的な行動に対し、情報の提供や専門家の派遣などの支援を行います。

○取り組み内容と関係者の役割（※は再掲）

取り組み（事業） (3) -イ- (ア)	内容	関係者の役割			
		行政 県、市町村	生産者 農家、JA、地産地消協同組合、 サポーター、森林組合、 産用林産等	事業者 流通・販売業者、地産地消サポーター、 生産地の匠協同組合等	消費者 地産地消サポーター、消費者食 給関係者、士会、連絡 団体、生活改善推進員、 協議会、調理師会等
a 地元農林畜水産物の地産地消の推進	県産食材の日の推進、食材カレンダーの作成	生産流通の仕組みづくり	生産振興対策	域内流通拡大対策	料理教室等の開催
	地産地消推進会議の開催	推進会議の開催 推進策の検討	会議への参加 意見の提出	会議への参加 意見の提出	県産食材への理解 会議への参加 意見の提出
	地産地消サポーター制度の推進	制度の推進	サポーターへの参加	サポーターへの参加	サポーターへの参加
	米消費拡大総合対策の推進	団体の活動支援	米消費拡大PR活動の展開		食育の実施
b 生産者と消費者の交流の場の整備促進	市町村、農協等が行うソフト及びハード整備に対する支援	整備に対する指導、支援	農産物の生産 直売施設等の整備	域内流通の確立 直売施設等の整備 ニーズ調査	農産物の消費、評価 調査への協力
	地域資源を活かした特用林産物栽培技術の普及	栽培技術の普及	特用林産物の生産、PR活動		
c 特用林産物需要拡大等の推進	特用林産物フェアの開催	イベントの広報、支援	イベントの開催		イベントへの参加
	d 地産地消PR活動の展開	普及・啓発	普及・啓発	イベントへの参加	イベントへの参加
e ※NPOや食育ボランティア、自主活動組織との協働	栄養関係団体と連携した食育の実施	団体の活動支援			食育の実施
	情報交換、組織間交流、学 習会等の活動支援のための 情報提供、専門家の派遣	情報提供、専門家の派遣	活動への参加・協力	活動への参加・協力	活動への参加・協力

【対策】

(イ) 学校給食等における地元の農林畜水産物の活用

a 学校給食等における地元の農林畜水産物の活用

(県畜産課、県花き農水産課、県スポーツ健康課、県果樹食品流通課(再掲)、JA中央会)

学校給食への地元農林畜水産物供給システムの構築を図り、学校給食において新鮮・安全で生産者の顔が分かる地元農林畜水産物の使用を促進します。

また、学校給食週間を中心に地元農林畜水産物や郷土料理を取り入れた学校給食を実施し、新鮮・安全な食材の提供とともに、児童生徒の豊かな人間形成を図ります。

○取り組み内容と関係者の役割 (※は再掲)

取り組み(事業)	内容	関係者の役割			
		行政	生産者	事業者	消費者
(3) -イ- (イ)		県、国、市町村	酪農家、稲作農家、JA中央会	製造・流通業者 県牛乳普及協会、乳業者	学校給食施設、学校設置者
a 学校給食等における地元の農林畜水産物の活用	学校給食用牛乳の供給	事業実施主体への指導	生乳の安定供給	学校給食用牛乳の安定供給	制度の利用、給食の実施
	米飯学校給食における給食用食器の購入支援	食器購入支援	安全・安心な米の生産、提供	県産米の円滑な流通	制度の利用、米飯給食の実施
	米などの地元で生産された農産物を活用した給食メニューの研究支援	事業の支援			
	県産米を原料とした米粉パンの導入支援	導入支援			
	米飯学校給食用機器等の整備への支援		学校給食用炊飯機器等の贈呈		
	県産農林畜水産物を使用した学校給食	学校給食週間を中心とした取り組み推進			県産農畜水産物の使用
	※地産地消推進会議の開催	推進会議の開催 推進策の検討	会議への参加 意見の提出	会議への参加 意見の提出	会議への参加 意見の提出

ウ 食育の推進

【現状】 消費者の食品の安全性に対する関心が高まる一方で、生産現場との距離が拡大し、食の大切さや食に対する感謝の気持ちを習得する機会が減少しています。また、子どもの頃から、食に関する知識と食について考える習慣を身につけ、食の安全等について主体的に判断できるようにすることが大切です。

国は、食育基本法、食育推進基本計画を策定し、国民運動として食育を推進していくこととしました。県では、平成18年12月、食育に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、やまなし食育推進計画を策定しました。

【課題】 様々な経験や体験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、豊かで健全な食生活を実践できる人間を育てるためには、子どもの頃から食の安全等について関心を持ち、自ら考える習慣を身につけさせるとともに、消費者が食の安全について自ら考えて行動することを促進する必要があります。

【対策】

(ア) 学校・保育所等における食育の推進

a 研修会等の開催（県スポーツ健康課）

学校における効果的な指導を推進するため、学校栄養職員や給食主任、市町村教育委員会の担当者など食に関する指導の中心的立場の職員に対して研修会を実施していきます。

b 学校における食育の推進（県私学文書課、県義務教育課、県高校教育課、県スポーツ健康課）

児童生徒が、正しい食事のあり方、望ましい食習慣や食の安全・安心についての知識を身に付け、生涯を健康に過ごせるよう県内の学校で統一した食育を保護者や地域と連携して実施していきます。

c 保育所、幼稚園等における食育の推進（県私学文書課、県児童家庭課、県健康増進課、県義務教育課）

保育所、幼稚園等における給食の役割や食育の重要性などについて、園（所）長、調理担当者、職員等を対象とした各研修会において理解を促し、保護者や地域と連携して食育の推進を図ります。

d 農業体験学習等の推進（県畜産課、県農業技術課、県花き農水産課、県林業振興課）

地元農林畜水産物や農林業への理解を深めるため、生産現場での体験、意見交換等を行います。

また、学校農園等を利用した農作物栽培、しいたけ植菌体験や牧場等における実習・見学機会の支援を実施します。

(3) 消費者、生産者、事業者の相互理解・信頼関係の確立
ウ 食育の推進

e 食育講座等の実施（県義務教育課、県食の安全・食育推進室、農政事務所）

「食」と「農」の学習を積極的に推進するため、地域の生産者・流通関係者等を授業に講師として招聘したり、食料やそれを供給する農業の役割、食品の安全性や食生活指針などについて、職員が研修会や学校等に出向いて講演等を行います。

○取り組み内容と関係者の役割

取り組み（事業）	内容	関係者の役割			
		行政	生産者	事業者	消費者
(3) -ウ- (ア)		県、国、市町村	農家	県畜産協会、県・市町村等学校給食施設、学校設置者・教員等	県内親子、児童生徒、保護者
a 研修会等の開催	学校給食関係者に対する食に関する研修会等の実施	研修会等の実施		研修会等への参加 児童生徒、保護者等に対する指導	研修会等への実施
b 学校における食育の推進	学校を中心に保護者・地域が連携した食育の推進	普及啓発、連携、指導	特別非常勤講師としての指導	試食会、説明会等の実施 「たより」等の作成・配布	参加 情報交換の実施
c 保育所等における食育の推進	保育所等関係者に対する食に関する研修会等の実施	研修会等の実施		研修会等への参加 幼児、保護者等に対する指導	研修会等への参加
d 農業体験学習の推進	農畜産物生産現場での体験教室の実施	事業の実施に向けた調整、連携	農業体験の受け入れ 見学施設の提供 交流への協力	事業への協力	事業への参加
	学校農園等の指導の実施	学校農園等の指導 食育の実施	体験学習における指導	学校農園等の指導	参加
e 食育講座等の実施	学校における保護者・地域が連携した食育講座等の実施	食育講座の実施、指導	特別非常勤講師としての指導	学習機会の提供	参加
	食育出張講座の実施	出張講座の実施	講座の依頼 講座への参加	講座の依頼 講座への参加	講座の依頼 講座への参加

【対策】

(イ) 家庭・地域における食育の推進

a 食育教室、栄養相談等の実施（県健康増進課）

児童館等における親子を対象とした食育教室、栄養相談や男のための料理教室等を行うとともに、食事バランスガイドの普及を通して、家庭・地域における健全な食生活の実現を推進します。

また、各事業所への出前健康講座や衛生管理者等への生活習慣病予防講習会を実施するなど、正確な保健情報の提供や生涯を通じた保健サービス体制の整備を図ります。

b 食育指導者の資質の向上と食育活動の推進（県健康増進課）

栄養士、調理師、食生活改善推進員等、栄養指導関係者を対象に研修会を実施し、地域における栄養相談や食生活改善の取り組みの充実を図ります。

また、特定給食施設等に対する個別指導（巡回指導）や集団指導を行い、栄養・衛生管理に関し、給食担当者の知識の向上、調理方法の改善などについての指導助言を通して、食育の推進を図ります。

c 幼児期における栄養指導の推進（県健康増進課）

健康相談などによる妊産婦や乳幼児に関する栄養指導や離乳食、アレルギーなどに関する情報の提供、また愛育会が行う声掛け運動、家庭教育手帳の配布等を通して、幼児を持つ保護者への食育の推進や子育て支援を行います。

d 県民運動としての食育の推進（県食の安全・食育推進室）

食育関係団体などで構成する「山梨県食育推進協議会」を設置し、情報交換・提供による相互の連携を図るとともに、食育推進に協力する事業者等に関する情報の提供や食育情報の食育ホームページによる提供などにより、広く県民運動としての食育の普及・啓発を行います。

e 農業体験学習等の推進（県畜産課、県農業技術課、県花き農水産課、県林業振興課）（再掲）

地元農林畜水産物や農林業への理解を深めるため、生産現場での体験、意見交換等を行います。

また、学校農園等を利用した農作物栽培、しいたけ植菌体験や牧場等における実習・見学機会の支援を実施します。

f 食育講座等の実施（県食の安全・食育推進室、農政事務所）

「食」と「農」の学習を積極的に推進するため、食料やそれを供給する農業の役割、食品の安全性や食生活指針などについて、職員が研修会に出向いて講演等を行います。

(3) 消費者、生産者、事業者の相互理解・信頼関係の確立
ウ 食育の推進

○取り組み内容と関係者の役割 (※は再掲)

取り組み (事業)	内容	関係者の役割			
		行政 県、市町村、国	生産者 農林畜水産物の販売 を行う生産者	事業者 製造・加工、卸・販 売業者、給食施設等	消費者 一般消費者、親子、 消費者団体、栄養士 生活改善推進 会、食生活協 会、連絡協 会、調理 師等
(3) -ウ- (イ)	a 食育教室、栄養相談等 の実施	家庭・地域への食育の推進	食育実施への支援		講習会、栄養相談等 の実施 参加
	事業所への出前健康講座、 衛生管理者への講習会の 実施	健康講座・講習会の 開催・支援		参加	
b 食育指導者の資質の向 上と食育活動の推進	栄養士、調理師、食生活改 善推進員等に対する研修会 の実施	研修会の開催	研修会への参加	研修会への参加	研修会への参加
	給食施設への指導の実施	巡回指導の実施		適切な栄養衛生管理	
c 幼児期における栄養指 導の推進	栄養指導・情報提供等の実 施	栄養指導・情報提供 の実施			事業の支援 参加
d 県民運動としての食育 の推進	山梨県食育推進協議会の設 置	協議会の設置、運営	協議会への参加	協議会への参加	協議会への参加 食育の実践
	食育推進ボランティアの育 成	講習会等の実施、育 成	活動	活動	活動
	食育推進に協力する事業者 等に関する情報の提供	事業者等の情報提供	食育推進へ協力	食育推進へ協力	
	食育ホームページの開設	ホームページの開設			
	情報の発信	情報提供	情報提供		
e ※農業体験学習の推進	農林畜水産物生産現場での 体験教室の実施	事業の実施に向けた 調整、連携	農業体験の受け入れ 見学施設の提供 交流への協力	事業への協力	事業への参加
	学校農園等の指導の実施	学校農園等の指導 食育の実施	体験学習における指 導	学校農園等の指導	参加
f ※食育講座等の実施	食育出張講座の実施	出張講座の実施	講座の依頼	講座の依頼	講座の依頼
			講座への参加	講座への参加	講座への参加

(4) 総合的な食の安全・安心対策を推進するための体制整備

ア 山梨県食の安全・食育推進本部

【現状】県では平成18年5月に設置した「山梨県食の安全・食育推進本部」を中心に生産から流通、消費に至る総合的な食の安全・安心施策を推進しています。

【課題】全庁的・横断的体制において、食の安全・安心を確保するための取り組みの成果を評価し、引き続き総合的・効果的な施策を推進する必要があります。

【対策】

(ア) 山梨県の推進体制

a 山梨県食の安全・食育推進本部の運営（県食の安全・食育推進室）

知事を本部長とする全庁的体制で、食品の安全・安心に係る緊急的な事態や重要課題の解決、総合的な食の安全・安心施策に取り組んでいきます。

b 山梨県食の安全・食育推進本部幹事会の運営（県食の安全・食育推進室）

食の安全・食育推進本部を補佐し、食の安全・安心に関する調査、調整などを行います。

c 山梨県食品安全推進連絡会議の運営（県食の安全・食育推進室）

食の安全・食育推進本部幹事会を補佐し、食の安全・安心に関する企画、立案などを行うとともに、必要に応じ専門班を設置し、個別の課題について調査・研究を進めます。

○取り組み内容と関係者の役割

取り組み（事業） (4) -ア- (ア)	内 容	関 係 者 の 役 割			
		行政	生産者	事業者	消費者
a 山梨県食の安全・食育推進本部の運営	食の安全・食育推進本部の運営	県 推進本部の運営			
b 山梨県食の安全・食育推進本部幹事会の運営	食の安全・食育推進本部幹事会の運営	幹事会の運営			
c 山梨県食品安全推進連絡会議の運営	食品安全推進連絡会議の運営	連絡会議の運営			

イ 情報・意見交換の充実

【現状】食品が人の健康に及ぼす影響を科学的に明らかにするリスク評価や、その結果に基づいて基準の設定や規制などを行うリスク管理についての情報を共有しつつ、消費者や事業者、行政機関などがそれぞれの立場から意見交換をするリスクコミュニケーションが、国や県により実施されて、生産者、事業者、消費者団体の構成員などの多くの参加があり活発な意見交換が行われています。しかしながら一般消費者の参加者は少ない傾向にあります。

【課題】リスクコミュニケーションの場である討論会や情報・意見交換会などへ一般消費者の参加を得るため、県民の関心が高い案件について取り上げながら、リスクコミュニケーションを実施するとともに、情報を提供する側の事業者を対象として、テーマを絞った情報提供や意見交換を行う必要があります。

また、様々な媒体を活用した情報・意見交換、情報提供等を積極的に行う必要があります。

【対策】

(ア) 情報・意見交換の充実

a 山梨県食品安全会議の運営（県食の安全・食育推進室）

消費者、生産者、製造・加工業者、流通・販売業者及び学識経験者を委員とし、食の安全・安心に関して幅広い分野から意見・提言を求めています。

b 食の安全・食育実践活動の推進（県食の安全・食育推進室）

県民参加による食の安全・安心行動計画の円滑な推進を図るため、食の安全・食育推進大会などを開催し、生産者、事業者、消費者、行政の連携を推進していきます。

さらに、ホームページの相互リンクなど情報ネットワークの構築、また、市町村との連携強化を図るため、市町村担当者会議の開催などを通じた、ネットワーク作りを行います。

c リスクコミュニケーションの推進（県食の安全・食育推進室）

県民が情報・意見の交換に直接参加できる討論会や情報・意見交換会などを開催し、広く県民への情報提供を行います。また、情報を提供する側の事業者を対象にして、業種、品目などに関連した情報提供や意見交換を行います。

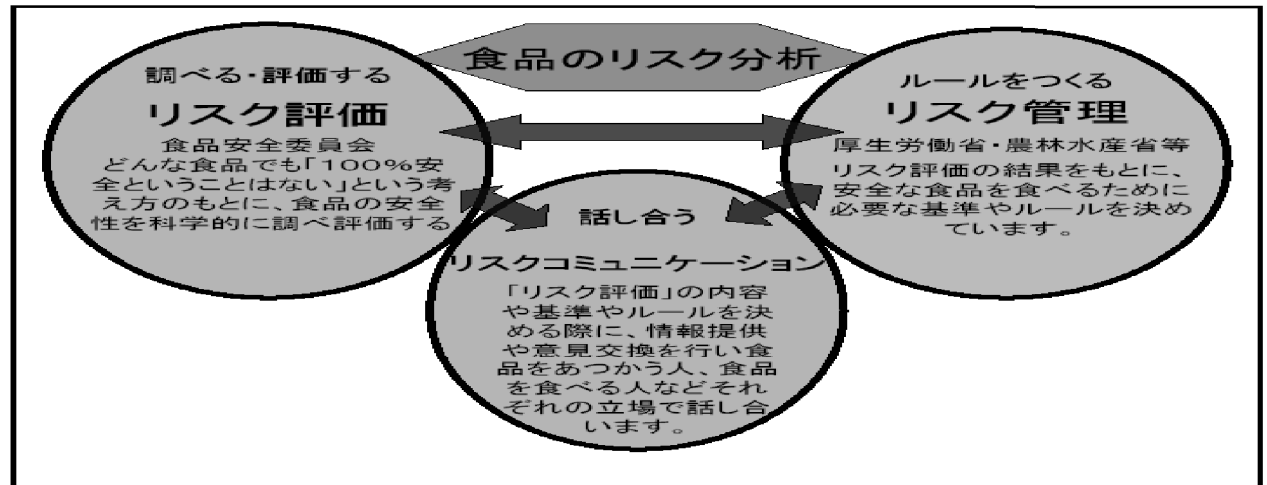
(4) 総合的な食の安全・安心対策を推進するための体制整備
イ 情報・意見交換の充実

○取り組み内容と関係者の役割 (※は再掲)

取り組み (事業)	内容	関係者の役割			
		行政	生産者	事業者	消費者
(4) -イ- (ア)		県、国、市町村	会議委員、全ての生産者	会議委員、全ての事業者	会議委員、全ての消費者
a 山梨県食品安全会議の運営	食品安全会議の運営	会議の運営	会議での意見・情報交換	会議での意見・情報交換	会議での意見・情報交換
b 食の安全・食育実践活動の推進	食の安全・食育推進大会の開催	推進大会の開催	推進大会への参加	推進大会への参加	推進大会への参加
	食の安全・食育に関する情報ネットワークの構築	ネットワークの構築	ネットワークへの参加	ネットワークへの参加	ネットワークへの参加
	※市町村との連携強化	担当者会議の開催 ホームページの相互リンクによるコンテンツの充実	情報の利用	情報の利用	情報の利用
c リスクコミュニケーションの推進	食の安全・食育に関する情報・意見交換会の開催	情報・意見交換会の開催	情報・意見交換会への参加	情報・意見交換会への参加	情報・意見交換会への参加
	事業者を対象とした情報・意見交換会の開催	情報・意見交換会の開催		情報・意見交換会への参加	

リスクコミュニケーション

食品の安全性を確保するために「リスク分析」という方法がとられています。3つの柱があり (右図参照)
①「リスク評価」②「リスク管理」
③「リスクコミュニケーション」、このうち話し合いを行う部分がリスクコミュニケーションです。



ウ 国や市町村、関係機関との連携

【現状】 食品の科学的なリスク評価を行う食品安全委員会やリスク管理を行う厚生労働省や農林水産省等の関係省庁と連携し、食の安全の確保に取り組んでいます。また、食品は広域的に流通することから、各都道府県との情報交換や共同事業も行っています。さらには、直接住民と関わる機会の多い市町村とは、主に地産地消や食育の推進などの分野において連携を図っています。

【課題】 より県民に身近な存在である市町村との連携を強化し、地域における食の安全・安心の確保についての情報・意見交換、情報の提供の充実を図る必要があります。

【対策】

(ア) 国との連携

a 国との連携、情報・意見交換、働きかけ（県食の安全・食育推進室）

引き続き食品安全委員会や厚生労働省や農林水産省等との連携を図り、情報・意見の交換を行うとともに、国際的、広域的な課題について、必要な措置や施策の充実を国に働きかけていきます。

また、緊急時の対応など迅速な情報収集や情報伝達についても、国との連携を図って行きます。

○取り組み内容と関係者の役割

取り組み（事業） (4) -ウ- (ア)	内容	関係者の役割			
		行政 県、国	生産者	事業者	消費者 山梨県消費者団体連絡協議会
a 国との連携、情報・意見交換、働きかけ	食品安全委員会との連携、情報・意見交換の実施	連携、情報・意見交換の実施			
	関係機関との連携、情報・意見交換の実施	連携、情報・意見交換の実施			リスクコミュニケーション登録団体としての活動
	広域的、国際的な課題についての国への要望	国への働きかけ			

(4) 総合的な食の安全・安心対策を推進するための体制整備
ウ 国や市町村、関係機関との連携

【対策】

(イ) 都道府県との連携

a 都道府県との連携、情報・意見交換（県食の安全・食育推進室）

「全国食品安全自治ネットワーク」などを活用し、情報・意見交換を行うとともに、広域的な課題について連携して取り組めます。

○取り組み内容と関係者の役割

取り組み（事業） (4) -ウ- (イ)	内 容	関 係 者 の 役 割			
		行政 県	生産者	事業者	消費者
a 都道府県との連携、情報・意見交換	各種会議への出席	会議への出席			
	全国食品安全自治ネットワークへの参加	ネットワークへの参加			
	インターネット、電話等による情報・意見交換の実施	情報・意見交換の実施			

全国食品安全自治ネットワーク

食品にまつわる問題に対応するため、多くの都道府県において「食の安全・安心の確保」を新たに行政課題とした様々な形の組織や施策について検討・実施がなされています。こうした各都道府県の知恵と情報のネットワーク化を図り、食品安全行政の課題解決に活かすため、全国食品安全自治ネットワークが設置されています。本自治ネットワークでは、会議の開催、ホームページの運営、国への要望等の活動を行っており、山梨県もこれに参加しています。

全国食品安全自治ネットワークホームページアドレス

http://www.pref.gunma.ip/shokukaigi/05network/05network_top.htm



※食品表示ハンドブック、全国食品安全自治ネットワーク版

(4) 総合的な食の安全・安心対策を推進するための体制整備
 ウ 国や市町村、関係機関との連携

【対策】

(ウ) 市町村との連携

a 市町村との連携、情報・意見交換（県食の安全・食育推進室）

市町村担当者会議を開催し、食の安全・安心に関する情報提供を行うとともに、ホームページの相互リンクなどを通じたネットワークの構築、市町村主催のイベントへの参加、研修会への対応など市町村が実施する事業への協力を行います。

○取り組み内容と関係者の役割

取り組み（事業） (4) -ウ- (ウ)	内 容	関 係 者 の 役 割			
		行政 県、市町村	生産者	事業者	消費者
a 市町村との連携、情報・意見交換	研修会等の開催	研修会等の開催 研修会への参加			
	市町村との連携強化	担当者会議の開催 ホームページの相互リンクによるコンテンツの充実	情報の利用	情報の利用	情報の利用

エ NPOや食育ボランティア、自主活動組織との協働

(4) 総合的な食の安全・安心対策を推進するための体制整備
エ NPOや食育ボランティア、自主活動組織との協働

【現状】 食の安全・安心に関する自主的な取組みを行う組織は比較的少なく、また連携、協力する場が多くありません。食育の推進等については、関係する団体と連携し、地域活動を実施しています。

【課題】 効率的で質の高い食品安全施策を推進するために、NPOや食育ボランティア、自主活動組織との協働を進める必要があります。

【対策】

(ア) NPO等との協働

a NPOや食育ボランティア、自主活動組織との協働（県県民生活課、県健康増進課、県食の安全・食育推進室）

連携を図るための情報・意見交換を進めるとともに、主体的な行動に対し、情報の提供や専門家の派遣などの支援を行います。

○取り組み内容と関係者の役割

取り組み（事業）	内容	関係者の役割			
		行政	生産者	事業者	消費者
(4) -エ- (ア)		県、国、市町村	参加・協力者	参加・協力者	参加・協力者、栄養士、食生活改善推進員連絡協議会、調理師会等
a NPOや食育ボランティア、自主活動組織との協働	栄養関係団体と連携した食育の実施	団体の活動支援			食育の実施
	情報交換、組織間交流、学習会等の活動支援のための情報提供、専門家の派遣	情報提供、専門家の派遣	活動への参加・協力	活動への参加・協力	活動への参加・協力